

令和 5 年

第 1 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

提 出 議 案

令和 5 年 2 月 21 日

目 次

議案第 1 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画作成の件	9 2
議案第 2 号	令和 5 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	1 1 4
議案第 3 号	令和 5 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	1 1 7
議案第 4 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例制定の件	1 2 0
議案第 5 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例制定の件	1 2 4
議案第 6 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 5
議案第 7 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 7
同意第 1 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件	1 3 0
同意第 2 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件	1 3 1
請願第 1 号	75 歳以上医療費窓口負担 2 割の中止と、保険料軽減特例措置（9 割、8.5 割）の復活を国に要請すること	1 3 2

議案第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画作成の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、次のように兵庫県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画作成することについて、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合
第4次広域計画
(案)

(令和5年度～令和11年度)

令和5年2月

兵庫県後期高齢者医療広域連合

目 次

1 広域計画の趣旨	9 5
2 後期高齢者医療の現状と課題	9 5
3 基本方針	9 9
4 広域連合及び関係市町が行う事務と役割分担	1 0 2
5 第4次広域計画の期間及び改定	1 0 3
参考資料	1 0 4

1 広域計画の趣旨

急速な少子高齢化に伴う超高齢社会を展望した新たな医療制度として、後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月からスタートしました。後期高齢者医療制度は、都道府県ごとにすべての市町村で構成する広域連合が運営しています。兵庫県においても、県内の41市町で構成する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、関係市町と連携しながら運営しています。

広域計画は、地方自治法第291条の7に基づき、広域連合及び関係市町が後期高齢者医療制度に関する事務処理を、総合的かつ計画的に処理するために作成するものです。兵庫県後期高齢者医療広域連合では、平成19年3月に「第1次広域計画」、平成25年3月に「第2次広域計画」、平成30年3月に「第3次広域計画」を策定しました。また、令和2年4月から高齢者の保健事業を市町が実施する国民健康保険の保健事業や地域支援事業と一体的に実施するとされたことにより、令和2年2月に「第3次広域計画」を改定し、本計画に基づき制度を運営してきました。

このたび、第3次広域計画の計画期間が令和4年度で満了することから、令和5年度から始まる「第4次広域計画」を策定します。第4次広域計画には、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第5条の規定により、「後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。」及び「広域計画の期間及び改定に関すること。」について記載します。

2 後期高齢者医療の現状と課題

令和3年10月1日現在の日本の総人口は、約1億2,550万人で、そのうち75歳以上の人口は約1,867万人(総人口に占める割合は約14.9%)となっています。今後も、高齢者は増加し、令和12年(2030年)には、75歳以上の人口は約2,288万人になるものと推計されています。

兵庫県の令和3年10月1日現在の総人口は、約543万人で、そのうち75歳以上人口は約83万5千人(総人口に占める割合は約15.4%)となっています。

※令和3年10月1日現在の全国及び兵庫県の人口は「人口推計」(総務省統計局)。

※令和12年の推計人口は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計。

(1) 被保険者数及び医療費の状況

高齢化の進展に伴い、被保険者は年々増加を続けており、令和3年度の年

間平均被保険者数は、801,542人と制度が始まった平成20年度と比べて42%増となっています。一方、医療給付費については、被保険者数の増加や医療技術の高度化などにより一人当たりの医療給付費が増加し、令和3年度は約7,481億円と、平成20年度と比べて64%増加しています。

今後も被保険者数、医療給付費とも増加を続け、被保険者は100万人、医療給付費は1兆円を超えることも想定されます。

(2) 保険料の収納状況

後期高齢者医療制度は医療給付費の約1割を保険料で賄う仕組みとなっており、保険料は健全で安定的な制度運営を行うための重要な財源です。

保険料の収納率は、現年分が令和3年度で99.61%と上昇傾向にありますが、国による軽減特例の廃止による保険料の増額や普通徴収の増加などにより、今後、現在の収納率が維持できるか懸念されます。

収納率については、市町間で差があることや現年分と比べて滞納繰越分が低調であることなど、引き続き克服すべき課題があり、更なる収納対策を講じていく必要があります。

(3) 保健事業の実施状況

主に生活習慣病を早期発見し、適切な医療につなげて重症化を予防することで、被保険者の健康を保持・増進することを目的とし、関係市町が実施する健康診査に対し広域連合が補助金を交付しています。

健康診査については、受診率を概ね25%とすることを目標に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度の受診率は18.71%となっています。引き続き、感染症対策を踏まえた更なる受診率の向上の取組が求められます。

また、県下全市町での実施を目標に平成26年度から実施している歯科健康診査についても、感染症対策に留意し、受診者数の増加に向けた取組が求められます。

保健事業については、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成28年4月から「広域連合は、高齢者の心身の特性に応じた保健事業に取り組むよう努める」とされました。また、令和2年4月からは保健事業を行うにあたり「市町村との連携のもとに、市町村が実施する国民健康保険法第82条第5項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業及び介護保険法第115条の45第1項から第3項までに規定する地域支援事業と一体的に実施する」とされたことにより、高齢者の心身の多様な課題に対応した

きめ細かな保健事業の実施が求められています。

(4) 医療費の適正化の取組

高齢化の進展や医療技術の高度化などに伴い、医療費は今後も増加することが予想されます。将来にわたり、被保険者が安心して必要かつ適切な医療を受けるためには、医療費の適正化の取組は重要な課題となっています。

「第3期兵庫県医療費適正化計画」においても、医療の効率的な提供の推進に関する事項として、「後発医薬品の使用促進」「医薬品の適正使用・重複投薬に係る指導」などが挙げられています。

医療費の適正化に関する事業については、レセプトの2次点検や療養費支給申請書の点検、ジェネリック医薬品利用差額通知などのジェネリック医薬品の普及啓発、医療費通知や重複・頻回受診者への訪問指導などの取組を実施しています。

(5) 事業の安定的・効率的な運営

広域連合事務局は、関係市町からの派遣職員により運営し、業務委託や事務の電算化などで効率化を図るとともに、派遣職員の異動に対応するためにノウハウの継承を行い、円滑な運営に努めています。

職員派遣については、引き続き関係市町の理解を得て事務局体制を確保していく必要があります。

(6) 制度の見直しと国の動向

後期高齢者医療制度については、平成25年12月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障制度改革プログラム法）」や平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（医療保険制度改革法）」などにより、制度の安定的で持続可能な運営に向けた改革が進められています。

制度の円滑導入、定着のため実施してきた保険料の軽減特例について、所得割、元被扶養者の均等割及び低所得者の均等割軽減は段階的に廃止されました。また、70歳以上の高額療養費の自己負担限度額の見直しなども実施されています。

保健事業については、令和元年5月の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布を受けて、令和2年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、高齢者の保

健事業は、国民健康保険の保健事業や介護予防と一体的に実施するものとされました。

令和3年6月には、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、制度発足以来1割又は3割とされてきた後期高齢者医療制度の窓口負担について、1割負担の被保険者のうち一定以上所得のある者について2割負担とする見直しが令和4年10月から実施されました。

今後、団塊の世代の後期高齢者医療制度加入や、医療の高度化により医療費増が見込まれます。一方で、制度発足以降、後期高齢者と現役世代人口比率が大きく変化したことにより現役世代の負担が急増していることから、後期高齢者医療制度の財源のあり方についての検討など、引き続き国において制度見直しが行われることも想定されます。

(7) 第3次広域計画の達成状況

第3次広域計画における指標及び目標値と、令和3年度時点の達成状況は次のとおりです。

事務・事業	指標	目標値 (令和4年度)	達成状況 (令和3年度)
保険料 徴収事務	保険料収納率		
	現年分	99.5%以上	99.61%
	滞納繰越分	50%以上	39.67%
健康診査	健康診査受診率 ^{※1}	概ね25.0%	18.71%
後発医薬品の 利用促進	後発医薬品の使用率 (数量シェア)	80%以上	77.5% ^{※2}

※1 受診率＝受診者数／対象者数（全被保険者数から対象外者数を除いた数）

※2 後発医薬品の使用率については、令和3年9月診療分の数値。

ア 保険料収納事務

現年分保険料収納率は目標を大きく上回って達成する見込みですが、滞納繰越分については、令和3年度時点で目標未達となっています。これは、現年度分保険料の徴収強化により未収額が減少したことから、滞納繰越となる保険料額も減少したため、収納率は伸びなかったものと考えられます。(資料3参照)

イ 健康診査

健康診査受診率は令和3年度で18.71%と、目標の概ね25.0%を下回っています。

平成30年度、令和元年度には20%を超える受診率となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度、令和3年度は20%を下回る受診率となりました。(資料4参照)

ウ 後発医薬品の利用促進

後発医薬品の使用率については令和3年9月審査分で77.5%となっています。使用率は上昇傾向ではあるものの、令和3年時点では目標の80%を下回っています。

診療月	H30.9	H31.3	R1.9	R2.3	R2.9	R3.3	R3.9
使用率	71.0%	72.9%	73.3%	75.9%	76.6%	77.5%	77.5%

厚生労働省発表後発医薬品の使用割合(数量シェア)の集計より

3 基本方針

広域連合は、次の基本方針に従って、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、安定的な制度運営を行います。

(1) 健全な財政運営

必要な支出を的確に見込むとともに、交付金・補助金を最大限活用し、健全な財政運営に努めます。

保険料については、医療給付費に応じた保険料率の設定、適切な賦課を行い、保険料収入等を確実に収納するとともに、被保険者間の公平性の確保の観点から、引き続き、保険料収納率の向上に向けて取り組んでいきます。

関係市町では、きめ細かな納付相談に加え、様々な機会を捉えた口座振替の勧奨や保険料の滞納解消のための対策を実施し、広域連合では研修会の開催、先進的な取組事例の紹介、収納対策アドバイザーの派遣など、関係市町を支援していきます。

(2) 保健事業の充実

第2期データヘルス計画(計画期間:平成30年度~令和5年度)に基づ

いて保健事業を実施していくとともに、第2期データヘルス計画の最終評価を踏まえ、令和6年度からの第3期データヘルス計画を策定します。

健康診査については、引き続き、関係市町に必要な経費を補助していくとともに、受診の必要性が高い被保険者が確実に受診できるよう取組を進めていきます。

歯科健康診査については、オーラルフレイル対策や疾病重症化予防の観点から、「兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）」においても、生涯を通じた歯科健診が求められており、更なる受診者数の増加を目指します。

また、保健事業の実施にあたっては、関係市町と連携・協力しながら、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、関係市町が実施する高齢者の保健事業及び介護予防との一体的な実施を引き続き推進していきます。

（3）医療費の適正化（給付の適正化）

今後も医療費の増加が見込まれる中で、安定的な財政運営に努めるとともに、給付の適正化を図り、保険料や若年者等の負担増を抑制できるように努めます。

レセプトの2次点検では介護保険との給付調整や、自動点検システム等を活用した効果的な点検を実施し、療養費の支給においては、柔道整復療養費、あん摩マッサージ、はり、きゅう療養費の支給申請書の点検や被保険者への施術内容等の確認を行います。

また、第三者求償、ジェネリック医薬品の普及啓発、医療費通知や重複・頻回受診者への訪問指導事業も引き続き実施し、医療費の適正化に取り組みます。

（4）広報広聴の充実

後期高齢者医療制度は、後期高齢者を対象としていることから、よりわかりやすい広報に努める必要があります。リニューアルしたホームページの活用など広報の充実に取り組みます。

また、オンライン資格確認やマイナンバーカードの健康保険証利用など、国が行う制度見直しについては、引き続き、国とも協力しながら丁寧な広報に努めます。

広聴については、被保険者の代表などで構成する医療制度懇話会の開催など被保険者からの意見を適切に制度運営に反映させる機会を設けるとと

もに、広域計画やデータヘルス計画等の制度運営に関する指針など基本的事項を定める際には、パブリックコメントを実施します。

(5) 関係市町との連携強化

被保険者にとって身近な窓口となる市町において、被保険者からの相談等に的確に対応し、制度の円滑な運営を図るために、関係市町との更なる連携強化を図ります。

広域連合では市町職員を対象にした研修（初任者、健康診査、保険料収納等）を充実していきます。

また、制度の見直しに関する国の動向を見ながら、より一層、兵庫県との連携も進めていきます。

さらに、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により国が進める、後期高齢者医療業務処理システムの標準化・共通化に適切に対応します。

(6) 住民サービスの向上

市町とも連携し、電算システムによる迅速かつ的確な事務処理を行うことにより住民サービスの向上に努めるとともに、給付や資格の申請手続きの簡素化について検討を進めます。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、引き続き個人情報 を適正に取り扱うとともに、オンライン資格確認等システムへの正確な資格情報の提供に努めます。

国の動向も踏まえながら、他の広域連合との情報連携などにより事務の効率化を図るとともに、電子申請の導入の検討など、住民サービスの向上に努めます。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、『2024 年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す。』とされたことから、被保険者証の取扱いについて、国の動向を注視し、適切に対応していきます。

(7) 効率的な事務局運営

被保険者数の増加などによる業務量の増加に対応して、業務委託や事務の電算化などにより更なる業務の効率化を図るとともに、関係市町の理解

を得て業務量に応じた適切な事務局体制を構築していきます。

また、短いサイクルでの職員交代に伴う的確な事務ノウハウの継承・蓄積のために、より詳細な業務マニュアルを整備し、安定的な運営に努めます。

(8) 計画の推進

各事務については、データヘルス計画等、必要に応じて個別に実施計画を策定し、実施計画において、指標及び目標値を定め、その実施状況について評価を行い、関係市町と連携・協力しながらその達成に向け取り組んでいきます。

4 広域連合及び関係市町が行う事務と役割分担

広域連合と関係市町は、基本方針に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令で定める事務について、次のとおり役割分担し、連携を図りながら円滑に制度を運営していきます。

(1) 被保険者資格管理に関すること

関係市町は、被保険者資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を処理し、広域連合へ送付します。また、被保険者証の引渡し・返還の受付を行います。

広域連合は、関係市町から提供された情報をもとに、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、資格の認定、被保険者証やその他必要な証明書の交付を行います。

また、関係市町においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

(2) 保険給付に関すること

関係市町は、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を処理し、広域連合へ送付します。

広域連合は、申請等に対する支給決定等を行い、給付実績を一括管理します。

また、レセプトの点検及び保管、医療費通知の送付、ジェネリック医薬品の普及啓発、第三者求償、不正・不当利得の請求は、広域連合が行います。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、保険料率の決定、関係市町から提供された所得・課税情報等を用いた保険料の賦課決定に関する事務を行います。また、収納対策研修会の開催など、市町の取組を支援します。

関係市町は、納入額決定通知書の送付及び決定額に関する問い合わせ対応、保険料の徴収及び滞納整理、保険料に関する申請の受付事務を行います。

(4) 保健事業に関すること

関係市町は、被保険者の健康を保持・増進するために、保健事業として健康診査等を実施します。

広域連合は、関係市町が実施する健康診査等に対し、必要な経費を補助するとともに、効果的な実施のために必要な情報を提供します。

また、広域連合は、その他の保健事業について関係市町が実施する高齢者の保健事業及び介護予防と一体的に実施することを推進し、その事業の一部について関係市町に委託して実施することに取り組みます。

当該委託を受けた関係市町は、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定め、たうえで事業を実施します。

(5) その他

後期高齢者医療制度に関する住民への周知・啓発、住民からの相談や苦情への対応は、広域連合と関係市町が緊密に連携して行います。

5 第4次広域計画の期間及び改定

本計画については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき国及び兵庫県が策定する「第3期全国医療費適正化計画（現計画期間：H30～R5年度）」及び「第3期兵庫県医療費適正化計画（現計画期間：H30～R5）」、健康増進法に基づき兵庫県が策定する「兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）（現計画期間：H30～R5年度）」などの次期計画を踏まえて策定することが望ましいことから、第4次広域計画の期間を、令和5年度から令和11年度までの7年間とします。ただし、計画期間中に国の制度改正や社会情勢の変化及びその他の事情により改定する必要がある場合には、随時、改定を行うこととします。

参 考 資 料

資料1 被保険者数、医療費の状況

年度	被保険者数		医療給付費		1人当たり医療給付費	
	人数	増減数 (増減率)	金額(千円)	増減額(千円) (増減率)	金額	増減額 (増減率)
H20	565,037人	—	456,844,606	—	808,522円	—
H21	582,630人	17,593人 (3.11%)	487,808,886	30,964,280 (6.78%)	837,253円	28,731円 (3.55%)
H22	602,241人	19,611人 (3.37%)	523,005,133	35,196,247 (7.22%)	868,432円	31,179円 (3.72%)
H23	622,997人	20,756人 (3.45%)	551,269,694	28,264,561 (5.40%)	884,867円	16,435円 (1.89%)
H24	642,783人	19,786人 (3.18%)	573,189,168	21,919,474 (3.98%)	891,730円	6,863円 (0.78%)
H25	659,420人	16,637人 (2.59%)	597,356,067	24,166,899 (4.22%)	905,881円	14,151円 (1.59%)
H26	672,128人	12,708人 (1.93%)	615,663,329	18,307,262 (3.06%)	915,991円	10,110円 (1.12%)
H27	689,748人	17,620人 (2.62%)	647,567,691	31,904,362 (5.18%)	938,847円	22,856円 (2.50%)
H28	715,603人	25,855人 (3.75%)	666,990,849	19,423,158 (3.00%)	932,068円	△6,779円 (△0.72%)
H29	742,033人	26,430人 (3.69%)	701,808,953	34,818,104 (5.22%)	945,792円	13,724円 (1.47%)
H30	764,477人	22,444人 (3.02%)	720,337,600	18,528,647 (2.64%)	942,262円	△3,530円 (△0.37%)
R1(H31)	787,369人	22,892人 (2.99%)	750,074,487	29,736,887 (4.13%)	952,634円	10,372円 (1.10%)
R2	797,513人	10,144人 (1.29%)	726,033,652	△24,040,835 (△3.21%)	910,372円	△42,262円 (△4.44%)
R3	801,542人	4,029人 (0.51%)	748,145,451	22,111,799 (3.05%)	933,383円	23,011円 (2.53%)

* 被保険者数は3月～翌年2月の平均値、給付費は3月～翌年2月の実績。(ただし、平成20年度は4月～2月を12か月換算)

* 医療給付費の増減率は、円単位の医療給付費で計算しているため、表中の医療給付費で計算した増減率と一致しない場合がある。

資料2 保険料率の状況

年度	均等割	所得割	限度額
H20・21	43,924 円/年	8.07%	50 万円/年
H22・23	43,924 円/年	8.23%	50 万円/年
H24・25	46,003 円/年	9.14%	55 万円/年
H26・27	47,603 円/年	9.70%	57 万円/年
H28・29	48,297 円/年	10.17%	57 万円/年
H30・31	48,855 円/年	10.17%	62 万円/年
R2・3	51,371 円/年	10.49%	64 万円/年
R4・5	50,147 円/年	10.28%	66 万円/年

資料3 保険料収納率の状況

年度	現年分保険料			滞納繰越分保険料		
	調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率	調定額 (千円)	収納額 (千円)	収納率
H20	40,988,671	40,524,937	98.87%	—	—	—
H21	41,689,196	41,298,801	99.06%	456,043	227,784	49.94%
H22	42,921,656	42,581,200	99.20%	604,345	232,794	38.52%
H23	44,139,518	43,816,222	99.26%	606,004	212,620	35.09%
H24	49,132,194	48,754,384	99.23%	605,480	208,740	34.48%
H25	50,120,840	49,773,532	99.30%	668,500	238,148	35.62%
H26	52,903,198	52,554,295	99.34%	665,620	256,231	38.50%
H27	53,018,942	52,686,235	99.37%	641,941	261,312	40.72%
H28	57,140,955	56,799,867	99.40%	609,058	256,892	42.19%
H29	59,632,903	59,301,804	99.44%	592,359	234,205	39.59%
H30	62,741,018	62,409,097	99.47%	590,490	246,952	41.86%
R1 (H31)	65,366,749	65,039,684	99.49%	569,647	239,357	42.03%
R2	69,477,944	69,194,890	99.59%	556,862	231,696	41.61%
R3	69,785,403	69,519,312	99.61%	511,677	202,931	39.67%

* 収納率は、円単位の調定額及び収納額で計算しているため、表中の調定額及び収納額で計算した収納率と一致しない場合がある。

資料4 保健事業の状況

(1) 健康診査受診率

年度		対象者数	受診者数	受診率
H20		565,037人	66,583人	11.78%
H21		584,219人	66,988人	11.47%
H22		603,991人	74,517人	12.34%
H23		598,685人	79,858人	13.34%
H24		610,722人	85,764人	14.04%
H25		626,274人	93,243人	14.89%
H26	医科	612,865人	98,159人	16.02%
	歯科	143,029人	935人	0.65%
H27	医科	566,105人	103,734人	18.32%
	歯科	280,097人	4,574人	1.63%
H28	医科	579,263人	111,082人	19.18%
	歯科	358,380人	5,032人	1.40%
H29	医科	605,166人	120,432人	19.90%
	歯科	417,834人	5,889人	1.41%
H30	医科	614,327人	127,616人	20.77%
	歯科	408,415人	5,788人	1.42%
R1(H31)	医科	631,932人	130,785人	20.70%
	歯科	422,147人	6,016人	1.43%
R2	医科	660,582人	118,498人	17.94%
	歯科	375,154人	4,945人	1.32%
R3	医科	694,856人	130,027人	18.71%
	歯科	388,269人	5,764人	1.48%

* 受診率=受診者数/対象者数

* 平成20~22年度の対象者数は、被保険者数の平均値(4~3月)

* 平成26年度から歯科健診を実施

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の実施状況

年度	実施市町	委託金額
R2	8市1町	150,162千円
R3	23市4町	392,541千円

資料5 医療費適正化の取組

(1) 医療費通知の発送状況

年度	年度合計	1回目	2回目
H20	1,035,147件	508,455件(10月送付)	526,692件(3月送付)
H21	1,086,140件	538,963件(10月送付)	547,177件(3月送付)
H22	1,124,609件	556,584件(10月送付)	568,025件(3月送付)
H23	1,169,061件	579,445件(10月送付)	589,616件(3月送付)
H24	1,207,917件	598,404件(10月送付)	609,513件(3月送付)
H25	1,243,368件	618,842件(10月送付)	624,526件(3月送付)
H26	1,269,737件	632,093件(10月送付)	637,644件(3月送付)
H27	1,304,722件	647,574件(10月送付)	657,148件(3月送付)
H28	1,353,346件	669,807件(10月送付)	683,539件(3月送付)
H29	1,436,352件	697,065件(10月送付)	739,287件(2月送付)
H30	1,516,884件	754,635件(10月送付)	762,249件(2月送付)
R1(H31)	1,556,573件	779,236件(10月送付)	777,337件(2月送付)
R2	1,578,739件	789,842件(8月送付)	788,897件(2月送付)
R3	1,561,068件	750,070件(6月送付)	810,998件(2月送付)

(2) レセプト点検の状況

年度	査定件数	査定額
H20	18,200件	26,158千円
H21	42,449件	73,246千円
H22	53,113件	145,955千円
H23	55,299件	137,378千円
H24	47,988件	110,313千円
H25	52,763件	144,644千円
H26	66,695件	211,310千円
H27	52,912件	204,979千円
H28	84,946件	235,297千円
H29	99,711件	239,563千円
H30	86,799件	173,731千円
R1(H31)	76,567件	222,747千円
R2	77,303件	196,011千円
R3	84,205件	219,259千円

資料6 財政状況

(1) 一般会計及び特別会計の決算状況

年度	一般会計決算額		特別会計決算額	
	歳入(千円)	歳出(千円)	歳入(千円)	歳出(千円)
H20	4,553,099	4,165,991	437,413,124	422,316,707
H21	5,629,742	5,262,680	515,227,875	498,910,839
H22	4,751,964	4,471,806	542,760,326	539,483,924
H23	5,005,799	4,710,380	561,038,967	558,806,690
H24	5,018,624	4,851,553	593,328,226	580,256,506
H25	1,498,213	1,400,612	632,496,726	614,903,387
H26	5,020,558	4,899,380	660,760,233	637,902,190
H27	4,955,799	4,865,295	689,072,108	675,217,973
H28	1,559,003	1,411,483	706,467,452	685,986,291
H29	1,678,265	1,544,680	744,886,560	727,018,787
H30	2,063,240	1,741,438	762,938,422	743,284,791
R1(H31)	1,711,287	1,426,295	794,091,368	774,840,304
R2	1,752,179	1,379,052	799,420,872	750,628,040
R3	1,564,318	1,438,309	833,957,790	802,619,715

(2) 給付費準備基金の状況

年度	積立額(千円)	取崩額(千円)	年度末残高(千円)
H20	—	—	—
H21	—	—	—
H22	5,034,905	—	5,034,905
H23	2,359,074	4,330,001	3,063,979
H24	1,750,525	756,371	4,058,133
H25	4,134,592	4,309,453	3,883,272
H26	5,349,870	1,265,987	7,967,155
H27	6,271,485	3,098,678	11,139,962
H28	3,186,298	3,245,070	11,081,189
H29	5,334,992	6,772,536	9,643,645
H30	6,985,450	4,313,826	12,315,269
R1(H31)	5,408,100	5,326,174	12,397,195
R2	5,889,313	5,575,500	12,711,009
R3	14,163,633	6,814,500	20,060,141

* H23.3.31 基金造成

資料7 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約
別紙のとおり

平成19年1月17日
兵庫県指令市振第2297号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、兵庫県内のすべての市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、兵庫県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、神戸市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、41人とする。

2 広域連合議員は、関係市町の長、副市町長又は議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、各関係市町の議会において、当該関係市町の長、副市町長又は議会の議員のうちから、1人を選挙する。

2 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町の長、副市町長又は議会の議員としての任

期による。

2 広域連合議員が関係市町の長、副市町長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合長等の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合に会計管理者1人を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合長等の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の長のうちからこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合長等の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に規定する者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他の収入

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第2の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、広域連合は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間は、同条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後最初に行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、関係市町の長が協議により定める神戸市内の場所において、その協議により定める方法により行うものとする。

4 施行日から平成19年3月31日までの間における第7条第2項、第8条第1項並びに第9条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「副市町長」とあるのは、「助役」とする。

附 則（平成24年7月6日兵庫県知事届出）

(施行期日)

1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更前の兵庫県後期高齢者医療広域連合規約に基づく広域連合の経費に係る平成24年度までの関係市町の負担金に関しては、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

- (1) 被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

- (1) 共通経費

項 目	負 担 割 合
均等割	10パーセント
高齢者人口割	45パーセント
人口割	45パーセント

(2) 医療給付に要する経費（高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額をいう。）

(3) 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額をいう。） 市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額
備考

- 1 この表において「高齢者人口割」とは、関係市町の前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の住民の人口による割合をいう。
- 2 この表において「人口割」とは、関係市町の前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく住民の人口による割合をいう。

議案第 2 号

令和 5 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 5 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 3 6 8, 4 5 6 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		1,988,541
	1. 負担金	1,988,541
2. 国庫支出金		23,271
	1. 国庫補助金	23,271
3. 繰入金		270,922
	1. 特別会計繰入金	270,922
4. 繰越金		85,719
	1. 繰越金	85,719
5. 諸収入		3
	1. 預金利子	2
	2. 雑入	1
歳入	合計	2,368,456

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,277
	1. 議会費	1,277
2. 総務費		2,364,179
	1. 総務管理費	2,364,024
	2. 選挙費	89
	3. 監査委員費	66
3. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
歳 出	合 計	2,368,456

議案第3号

令和5年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ852,134,927千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

令和5年2月21日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市町支出金		157,047,025
	1. 市町負担金	157,047,025
2. 国庫支出金		266,497,320
	1. 国庫負担金	204,573,345
	2. 国庫補助金	61,923,975
3. 県支出金		71,449,017
	1. 県負担金	71,449,017
4. 支払基金交付金		345,029,742
	1. 支払基金交付金	345,029,742
5. 特別高額医療費共同事業交付金		480,697
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	480,697
6. 繰入金		10,230,601
	1. 一般会計繰入金	1
	2. 基金繰入金	10,230,600
7. 繰越金		417,644
	1. 繰越金	417,644
8. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
9. 諸収入		982,880
	1. 延滞金、加算金及び過料	10,106
	2. 預金利子	1,951
	3. 雑入	970,823
歳入	合計	852,134,927

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		848,295,907
	1. 療養諸費	805,181,739
	2. 高額療養諸費	40,653,934
	3. その他医療給付費	2,460,234
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		620,982
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	620,982
3. 保健事業費		2,766,684
	1. 健康保持増進事業費	2,766,684
4. 公債費		1
	1. 公債費	1
5. 諸支出金		441,353
	1. 償還金及び還付加算金	170,430
	2. 繰出金	270,922
	3. 基金積立金	1
6. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出	合 計	852,134,927

議案第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料と

する。

(費用の負担)

第6条 法第87条第1項の規定により保有個人情報記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 特定個人情報の開示請求において、広域連合長は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、前項に規定する費用の額を減額し、又は免除することができる。

(運用状況の公表)

第7条 広域連合長は、毎年度1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第20号。)第1条に規定する兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の規則を定めようとする場合

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第51条の規定の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条第3項及び第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の

取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の前日に旧条例第13条、第25条又は第30条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に規定する者が、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を、同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 第3項第1号に規定する者が、前条の規定の施行前においてその職権を濫用して、同条の規定の施行後に専らその職務の用以外の用に供する目的で旧条例第46条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前3項の規定は、兵庫県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第2号。以下「議会個人情報保護条例」という。）」に改める。

第2条第1号中「個人情報保護条例第2条第2号」を「個人情報保護法施行条例第2条第2項」に、「実施機関を」を「実施機関並びに議会を」に改め、同条

第2号中「及び個人情報保護条例第2条第5号」を削り、「公文書」の次に「及び法第60条第1項に規定する行政文書等」を加え、同条第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に、「個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報保護法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項」に改める。

第3条第1項第2号中「個人情報保護条例第35条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同項第3号中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法施行条例」に改め、同項第4号を第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 議会個人情報保護条例第45条に規定する審査請求に関して議会の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

(5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による議会の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

第8条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第12条中「又は個人情報保護条例第24条第1項」を「、個人情報保護法施行条例第6条又は議会個人情報保護条例第30条第2項」に改める。

議案第 5 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 8 条の 2 の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 2 条 法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成 1 9 年神戸市人事委員会規則第 7 号）第 2 条に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第 3 条 法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢 6 0 年とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第6号

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「42人」を「46人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)

兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例 新旧対照表

(は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
(定数) 第2条 (略) (1) 広域連合長の事務部局の職員 <u>4</u> <u>2人</u> (2)～(4) (略) 2 (略)	(定数) 第2条 (略) (1) 広域連合長の事務部局の職員 <u>4</u> <u>6人</u> (2)～(4) (略) 2 (略)

議案第7号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例制定の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和5年2月21日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県
後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3
号中「52万円」を「535,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関す
る条例第16条第1項第2号及び第3号の規定は、令和5年度以後の年度分の保
険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例によ
る。

(参考)

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

(_____は改正部分を示す。)

現 行	改 正 案
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>285,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第</p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>29万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第</p>

<p>1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>52万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>535,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

同意第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件

次の者は、副広域連合長として適任と認められるので、選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月21日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

選任する副広域連合長
庵 途 典 章（佐用町長）

同意第 2 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件

次の者は、監査委員として適任と認められるので、選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 21 日提出

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 門 康 彦

広域連合議会の議員のうちから選任する監査委員
坂 本 孝 二 (伊丹市選出議員)

請 願 文 書 表

受理番号・受理 年月日及び件名	請願第1号（令和5年2月14日） 75歳以上医療費窓口負担2割の中止と、保険料軽減特例措置 （9割、8.5割）の復活を国に要請すること
請 願 の 要 旨	①75歳以上の医療費窓口負担2割を中止し、1割にもどすよう国に 要請すること ②保険料軽減特例措置（9割、8.5割）を復活させるよう国に要請 すること
請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名	神戸市中央区港島南町5-3-7 兵庫県社会保障推進協議会 会長 武村 義人 他3名
紹介議員の氏名	吉 田 良 子 大 眉 均

令和5年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会（2月21日）
会議結果

議案番号	議案名	結果
発議第1号	兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例制定の件	原案可決
議案第1号	兵庫県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画作成の件	原案可決
議案第2号	令和5年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
議案第3号	令和5年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第4号	兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例制定の件	原案可決
議案第5号	兵庫県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢等に関する条例制定の件	原案可決
議案第6号	兵庫県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
議案第7号	兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
同意第1号	兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件	同意
同意第2号	兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件	同意
請願第1号	75歳以上医療費窓口負担2割の中止と、保険料軽減特例措置（9割、8.5割）の復活を国に要請すること	不採択

令和 5 年

第 1 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

参 考 資 料

令和 5 年 2 月 21 日

目 次

議案第 1 号関連参考資料 ————— 1 3 6

議案第 4 号関連参考資料 ————— 1 4 0

兵庫県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画案の概要

1 広域計画作成の趣旨

広域連合では、地方自治法に基づき、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に行うために広域計画を定めているが、現広域計画（第3次広域計画）の計画期間（平成30年度～令和4年度）が満了となるため、第4次広域計画を作成する。【地方自治法第291条の7】

2 広域計画に記載する項目

広域連合規約において、「後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること」と「広域計画の期間及び改定に関すること」を定めている。【兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第5条】

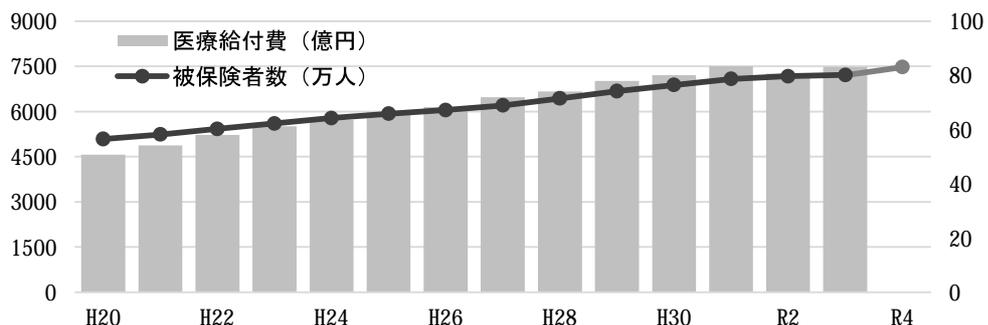
3 広域計画作成の手続き

令和4年7月～11月	広域連合及び市町による計画案の作成
令和4年12月9日	
～令和5年1月10日	パブリックコメントの実施
令和5年2月2日	後期高齢者医療制度懇話会での説明
令和5年2月21日	広域連合議会での審議
令和5年4月1日	第4次広域計画の施行（予定）

4 第4次広域計画案のポイント

(1) 後期高齢者医療の現状と課題

① 被保険者数及び医療費の状況

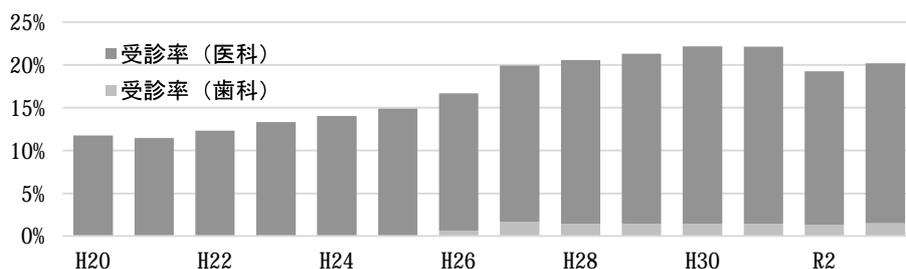


- ・ 令和3年度の年間平均被保険者数は801,542人、平成20年度と比較して42%増。令和3年度の医療給付費は約7,481億円、平成20年度と比較して64%増加。
- ・ 被保険者数は100万人、医療給付費は1兆円を超えることも想定される。

② 保険料の収納状況

- ・ 保険料の増額等により、現在の収納率が維持できるか懸念。収納率に市町間で差があることや現年分と比べて滞納繰越分が低調であることが課題。

③ 保健事業の実施状況



- 健康診査の受診率は、概ね25%とすることを目標に取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和3年度の受診率は18.71%となった。
- 高齢者の医療の確保に関する法律において、市町との連携のもとに、地域支援事業と一体的に実施するとされており、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな保健事業の実施が求められている。

④ 医療費の適正化の取組

- レセプトの2次点検や療養費支給申請書の点検、ジェネリック医薬品の普及啓発、医療費通知や重複・頻回受診者への訪問指導などの取組を実施。

⑤ 事業の安定的・効率的な運営

- 関係市町の理解を得ながら事務局体制を確保していく必要がある。

⑥ 制度の見直しと国の動向

- 令和2年4月の法改正により、高齢者の保健事業は、国民健康保険の保健事業や介護予防と一体的に実施するものとされた。
- 令和4年10月から、窓口負担について、1割負担の被保険者のうち一定以上所得のある者について2割負担とする見直しが実施された。
- 医療費増が見込まれる一方で、後期高齢者と現役世代人口比率の変化より現役世代の負担が急増しており、後期高齢者医療制度の財源のあり方についての検討など、引き続き国において制度見直しが行われることも想定される。

⑦ 第3次広域計画の達成状況

事務・事業	指標	目標値 (令和4年度)	達成状況 (令和3年度)
保険料 徴収事務	保険料収納率		
	現年分	99.5%以上	99.61%
	滞納繰越分	50%以上	39.67%
健康診査	健康診査受診率 ^{※1}	概ね25.0%	18.71%
後発医薬品の 利用促進	後発医薬品の使用率 (数量シェア)	80%以上	77.5% ^{※2}

※1 受診率＝受診者数／対象者数（全被保険者数から対象外者数を除いた数）

※2 後発医薬品の使用率については、令和3年9月診療分の数値。

ア 保険料収納事務

現年度分保険料の徴収強化により未収額が減少したことから、滞納繰越となる保険料額も減少したため、滞納繰越分の収納率は伸びなかったと推測される。

イ 健康診査

平成30年度、令和元年度には20%を超える受診率となったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度、令和3年度は20%を下回る受診率となった。

ウ 後発医薬品の利用促進

上昇傾向ではあるものの、令和3年時点では目標の80%を下回った。

(2) 基本方針

① 健全な財政運営

- ・ 必要な支出を的確に見込み、保険料収入等を確実に収納するとともに、交付金・補助金を最大限活用し、健全な財政運営に努める。
- ・ 医療給付費に応じた保険料率の設定や適切な賦課を行い、保険料収納率の向上に向けて取り組む。
 - ・ 広域連合 収納対策研修会の開催、先進的な取組事例の紹介 等
 - ・ 関係市町 きめ細やかな納付相談、口座振替の勧奨 等

② 保健事業の充実

- ・ 第2期データヘルス計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）に基づいて保健事業を実施するとともに、最終評価を踏まえ、令和6年度からの第3期データヘルス計画を策定。
- ・ 健康診査については、受診の必要性が高い被保険者が確実に受診できるよう取組を進める。
- ・ 保健事業の実施にあたっては、関係市町と連携・協力しながら、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、関係市町が実施する高齢者の保健事業及び介護予防との一体的な実施を引き続き推進する。

③ 医療費の適正化（給付の適正化）

- ・ レセプト2次点検では介護保険との給付調整や機械化点検を実施。
- ・ 柔道整復療養費等の支給申請書の点検、被保険者への施術内容等の確認。
- ・ ジェネリック医薬品の普及啓発、医療費通知等の事業も引き続き実施。

④ 広報広聴の充実

- ・ リニューアルしたホームページの活用など、わかりやすい広報に努める。
- ・ 医療制度懇話会の開催。基本的な事項を定める際のパブリックコメントの実施。

⑤ 関係市町との連携強化

- ・ 関係市町との更なる連携強化。
- ・ 市町職員を対象にした研修（初任者、健康診査、保険料収納等）の充実。
- ・ 兵庫県との連携。

⑥ 住民サービスの向上

- ・ 電算システムによる迅速かつ的確な事務処理を行うことにより住民サービスの向上に努める。給付や資格の申請手続きの簡素化の検討を進める。

- ・ マイナンバー制度について、引き続き個人情報 を適正に取り扱うとともに、オンライン資格確認等システムへの正確な資格情報の提供に努める。
- ・ 他の広域連合との情報連携などにより事務の効率化を図る。

⑦ 効率的な事務局運営

- ・ 関係市町の理解を得て業務量に応じた適切な事務局体制を構築。
- ・ 業務マニュアルの整備を行い、安定的な運営に努める。

⑧ 計画の推進

- ・ 各事務については、データヘルス計画等の実施計画において、指標及び目標値を定め、その実施状況について評価を行い、関係市町と連携・協力しながらその達成に向け取り組む。

(3) 広域連合及び関係市町が行う事務と役割分担

基本方針に基づき、広域連合と市町が役割分担し連携を図り、円滑に制度を運営。

<広域連合>

区分	主な内容
資格管理	被保険者証台帳等の管理、資格の認定、被保険者証等の交付
保険給付	高額療養費や葬祭費の支給決定・支払、レセプトの点検・保管、医療費適正化事務、不正・不当利得の請求
保険料の賦課・徴収	保険料率・保険料額の決定、研修会の開催等の市町支援
保健事業	健康診査への補助・情報提供、一体的実施事業の推進
その他（広報広聴）	ポスター・パンフ等の作成、コールセンターの運営

<関係市町>

区分	主な内容
資格管理	各種届出や申請の受付、広域連合への送付、被保険者証等の引渡し等
保険給付	
保険料の賦課・徴収	納入通知書の送付、問い合わせ対応、徴収及び滞納整理
保健事業	健康診査・一体的実施事業の実施
その他（広報広聴）	市町広報紙への掲載、窓口での相談

(4) 第4次広域計画の期間及び改定

計画期間は、関連計画（医療費適正化計画等）の次期計画を踏まえて策定することが望ましいことから、令和5年度から11年度までの7年間とする。

計画期間中に国の制度改正や、社会情勢の変化及びその他の事情により改定する必要が生じた場合には、随時、改定を行う。

以上

個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整備

令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（いわゆる、個人情報保護法。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日以降、地方公共団体の個人情報保護制度については、改正後の法による全国的な共通ルールが適用されることとなった。本関係条例の整備は、法改正に鑑み、広域連合における個人情報の保護に関する取扱いを整備しようとするものである。

1. 個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）の新規制定

法において条例で定めるべきとされている事項、定めることが妨げられない事項について規定する。概要は次のとおり。

事項	内容	理由
手数料	無料。但し、写し作成費用・郵便料金相当額等は実費負担	現行どおりとする。
条例要配慮個人情報	規定なし	法と異なる規定を設けるべき特段の事情は認められないため、独自規定は行わない。
個人情報取扱事務目録の作成・公表に係る事項	廃止	改正後の個人情報保護法の個人情報ファイル簿と大きな違いがないことから、廃止する。
情報公開条例との整合性を確保するための不開示情報	規定なし	整合性を確保すべき事項がないため、独自規定は行わない。
処理期間	決定等の期限を30日→15日に短縮	法は30日以内とされているが、現行の15日以内より長くなることで開示請求者の利便性を損なわないよう短縮する。
審査会へ諮問することができる内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 ・法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置（保有個人情報の安全管理）の基準を定めようとする場合 	個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合として左記の内容を規定する。

	・前2号の場合のほか、 実施機関における個人情報 の取扱いに関する運用 上の規則を定めようとする 場合	
広域連合の内部管 理に関する規定	毎年度1回、運用状況を 公表	現行どおりとする。

2. 情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

(法施行条例の附則第5条による改正)

現行の個人情報保護条例に関する記載を、法施行条例の記載に変更する。

3. 個人情報保護条例の廃止 (法施行条例の附則第2条による廃止)

法に一元化されるため、従来条例を廃止する。

以上

兵庫県後期高齢者医療広域連合

令和5年度予算に関する説明書

令和5年2月21日

目 次

令和5年度 兵庫県後期高齢者医療広域連合 一般会計 歳入歳出予算事項別明細書

総括	_____	1 4 4
歳入	_____	1 4 6
歳出	_____	1 4 7

令和5年度 兵庫県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出予算事項別明細書

総括	_____	1 4 9
歳入	_____	1 5 1
歳出	_____	1 5 4

(議案第2号)

[令和5年度 一般会計]
歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	1,988,541	1,703,796	284,745
2. 国庫支出金	23,271	244,988	△221,717
3. 繰入金	270,922	34,888	236,034
4. 繰越金	85,719	1	85,718
5. 諸収入	3	101	△98
歳入合計	2,368,456	1,983,774	384,682

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	1,277	1,282	△ 5				1,277
2. 総務費	2,364,179	1,979,492	384,687	23,271			2,340,908
3. 予備費	3,000	3,000	0				3,000
歳出合計	2,368,456	1,983,774	384,682	23,271			2,345,185

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 市町負担金	1,988,541	1,703,796	284,745	1. 事務費負担金	1,988,541	市町共通経費分賦金
計	1,988,541	1,703,796	284,745			

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	23,271	244,988	△221,717	1. 後期高齢者医療制度事業費補助金	94	後期高齢者医療制度事業費補助金
				2. 特別調整交付金	22,900	特別調整交付金
				5. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	277	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金
計	23,271	244,988	△221,717			

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

1. 特別会計繰入金	270,922	34,888	236,034	1. 特別会計繰入金	270,922	特別会計繰入金
計	270,922	34,888	236,034			

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	85,719	1	85,718	1. 繰越金	85,719	前年度繰越金
計	85,719	1	85,718			

(款) 5. 諸収入

(項) 1. 預金利子

1. 預金利子	2	100	△98	1. 預金利子	2	預金利子
計	2	100	△98			

(款) 5. 諸収入

(項) 2. 雑入

1. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	その他雑入
計	1	1	0			

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	1,277	1,282	△5				1,277	1. 報酬	201	議員報酬
								8. 旅費	60	議員費用弁償
								9. 交際費	10	議長交際費
								10. 需用費	40	消耗品費、議会関係資料等印刷製本費
								11. 役務費	10	通信運搬費
								12. 委託料	165	議事録作成委託料
								13. 使用料及び賃借料	771	会場使用料等
								17. 備品購入費	20	議会用備品購入費
計	1,277	1,282	△5				1,277			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	2,364,024	1,979,337	384,687	23,271			2,340,753	1. 報酬	1,199	情報公開・個人情報保護審査会委員等報酬、非常勤嘱託職員報酬
								5. 災害補償費	10	情報公開・個人情報保護審査会委員等公務災害等補償費
								7. 報償費	82	市町研修会講師謝礼等
								8. 旅費	1,493	事務局職員旅費、連合長、副連合長、情報公開・個人情報保護審査会委員等費用弁償
								9. 交際費	10	連合長交際費
								10. 需用費	16,961	用紙代等消耗品費、パンフレット印刷製本費等
								11. 役務費	570,479	電算処理システムクラウドサービス利用関係費、通信運搬費等
								12. 委託料	1,137,430	電算処理システム運用・保守・機器更改関係業務、国保連合会委託関係業務、支給決定通知書等印刷業務等
								13. 使用料及び賃借料	212,904	電算処理システム機器賃借料、事務室賃借料等
								14. 工事請負費	500	事務室改修工事費
								17. 備品購入費	658	事務局関係備品購入費
								18. 負担金、補助及び交付金	422,297	事務局職員給与費負担金等
								27. 繰出金	1	特別会計繰出金
計	2,364,024	1,979,337	384,687	23,271			2,340,753			

(款) 2. 総務費

(項) 2. 選挙費

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 選挙管理委員会費	66	66	0				66	1. 報酬	40	選挙管理委員報酬
								8. 旅費	16	選挙管理委員費用弁償
								10. 需用費	6	用紙代等消耗品費
								11. 役務費	4	通信運搬費
2. 広域連合長選挙費	23	23	0				23	10. 需用費	4	用紙代等消耗品費
								11. 役務費	19	通信運搬費
計	89	89	0				89			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 監査委員費

1. 監査委員費	66	66	0				66	1. 報酬	40	監査委員報酬
								8. 旅費	16	監査委員費用弁償
								10. 需用費	10	用紙代等消耗品費
計	66	66	0				66			

(款) 3. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	3,000	3,000	0				3,000	28. 予備費	3,000	予備費
計	3,000	3,000	0				3,000			

(議案第3号)

[令和5年度 後期高齢者医療特別会計]
歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市町支出金	157,047,025	148,982,076	8,064,949
2. 国庫支出金	266,497,320	255,688,246	10,809,074
3. 県支出金	71,449,017	68,188,260	3,260,757
4. 支払基金交付金	345,029,742	327,682,875	17,346,867
5. 特別高額医療費共同事業交付金	480,697	394,509	86,188
6. 繰入金	10,230,601	9,829,401	401,200
7. 繰越金	417,644	347,094	70,550
8. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
9. 諸収入	982,880	878,646	104,234
歳入合計	852,134,927	811,991,108	40,143,819

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保険給付費	848,295,907	808,584,474	39,711,433	336,522,477		511,771,373	2,057
2. 特別高額医療費共同事業拠出金	620,982	722,258	△ 101,276	79,547		541,435	
3. 保健事業費	2,766,684	2,485,433	281,251	1,344,313		1,275,649	146,722
4. 公債費	1	1	0			1	
5. 諸支出金	441,353	188,942	252,411			170,429	270,924
6. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳出合計	852,134,927	811,991,108	40,143,819	337,946,337		513,758,887	429,703

2. 歳入

(款) 1. 市町支出金

(項) 1. 市町負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 保険料等負担金	90,484,861	85,328,066	5,156,795	1. 保険料等負担金	90,484,861	保険料負担金：74,526,893千円 基盤安定負担金：15,957,968千円
2. 療養給付費負担金	66,562,164	63,654,010	2,908,154	1. 現年度分	66,562,163	
				2. 過年度分	1	
計	157,047,025	148,982,076	8,064,949			

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 療養給付費負担金	199,686,492	190,962,028	8,724,464	1. 現年度分	199,686,491	
				2. 過年度分	1	
2. 高額医療費負担金	4,886,853	4,534,250	352,603	1. 現年度分	4,886,852	
				2. 過年度分	1	
計	204,573,345	195,496,278	9,077,067			

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 調整交付金	61,420,860	59,679,462	1,741,398	1. 調整交付金	61,420,860	普通調整交付金：60,496,481千円 特別調整交付金：924,379千円
2. 後期高齢者医療制度事業費補助金	503,115	512,506	△9,391	1. 健康診査費補助金	423,568	
				2. 特別高額医療費共同事業補助金	79,547	
計	61,923,975	60,191,968	1,732,007			

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 療養給付費負担金	66,562,164	63,654,010	2,908,154	1. 現年度分	66,562,163	
				2. 過年度分	1	
2. 高額医療費負担金	4,886,853	4,534,250	352,603	1. 現年度分	4,886,852	
				2. 過年度分	1	
計	71,449,017	68,188,260	3,260,757			

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

1. 後期高齢者交付金	345,029,742	327,682,875	17,346,867	1. 現年度分	345,029,741	
				2. 過年度分	1	
計	345,029,742	327,682,875	17,346,867			

(款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	480,697	394,509	86,188	1. 特別高額医療費共同事業交付金	480,697	
計	480,697	394,509	86,188			

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	1	1	0	1. 一般会計繰入金	1	
計	1	1	0			

(款) 6. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 後期高齢者医療給付費準備基金繰入金	10,230,600	9,829,400	401,200	1. 後期高齢者医療給付費準備基金繰入金	10,230,600	
計	10,230,600	9,829,400	401,200			

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	417,644	347,094	70,550	1. 繰越金	417,644	特別調整交付金
計	417,644	347,094	70,550			

(款) 8. 県財政安定化基金借入金

(項) 1. 県財政安定化基金借入金

1. 県財政安定化基金借入金	1	1	0	1. 県財政安定化基金借入金	1	
計	1	1	0			

(款) 9. 諸収入

(項) 1. 延滞金、加算金及び過料

1. 延滞金	10,105	9,641	464	1. 延滞金	10,105	
2. 過料	1	1	0	1. 過料	1	
計	10,106	9,642	464			

(款) 9. 諸収入

(項) 2. 預金利子

1. 預金利子	1,951	6,845	△4,894	1. 預金利子	1,951	
計	1,951	6,845	△4,894			

(款) 9. 諸収入

(項) 3. 雑入

(単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 滞納処分費	1	1	0	1. 滞納処分費	1	
2. 第三者納付金	827,631	682,011	145,620	1. 現年度分	827,631	
3. 返納金	143,190	180,146	△36,956	1. 現年度分	143,190	
4. 雑入	1	1	0	1. 雑入	1	
計	970,823	862,159	108,664			

3. 歳出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 療養給付費	792,262,741	761,558,355	30,704,386	315,811,201		476,449,609	1,931	18. 負担金、補助及び交付金	792,262,741	被保険者の疾病や負傷に対する療養給付費及び審査支払手数料等
2. 訪問看護療養費	11,292,788	6,951,501	4,341,287	4,501,522		6,791,236	30	18. 負担金、補助及び交付金	11,292,788	
3. 特別療養費	1,000	1,000	0	399		601		18. 負担金、補助及び交付金	1,000	
4. 移送費	695	691	4	278		417		18. 負担金、補助及び交付金	695	
5. 審査支払手数料	1,624,515	1,585,183	39,332			1,624,515		12. 委託料	1,624,515	
計	805,181,739	770,096,730	35,085,009	320,313,400		484,866,378	1,961			

(款) 1. 保険給付費

(項) 2. 高額療養諸費

1. 高額療養費	39,374,357	35,063,060	4,311,297	15,695,379		23,678,885	93	18. 負担金、補助及び交付金	39,374,357	高額療養に対する給付費
2. 高額介護合算療養費	1,279,577	1,114,796	164,781	510,064		769,510	3	18. 負担金、補助及び交付金	1,279,577	
計	40,653,934	36,177,856	4,476,078	16,205,443		24,448,395	96			

(款) 1. 保険給付費

(項) 3. その他医療給付費

1. 葬祭費	2,456,600	2,306,450	150,150			2,456,600		18. 負担金、補助及び交付金	2,456,600	被保険者の死亡に対する葬祭費
--------	-----------	-----------	---------	--	--	-----------	--	-----------------	-----------	----------------

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. その他医療給付費	3,634	3,438	196	3,634				18. 負担金、補助及び交付金	3,634	傷病手当金
計	2,460,234	2,309,888	150,346	3,634		2,456,600				

(款) 2. 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

1. 特別高額医療費共同事業拠出金	620,582	721,858	△101,276	79,496		541,086		18. 負担金、補助及び交付金	620,582	特別高額医療費共同事業への拠出金
2. 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	400	400	0	51		349		18. 負担金、補助及び交付金	400	特別高額医療費共同事業への事務費拠出金
計	620,982	722,258	△101,276	79,547		541,435				

(款) 3. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

1. 健康診査費	1,312,575	1,141,184	171,391	414,815		829,630	68,130	18. 負担金、補助及び交付金	1,312,575	健康診査に要する経費
2. その他健康保持増進費	1,454,109	1,344,249	109,860	929,498		446,019	78,592	12. 委託料	1,220,340	高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に要する経費
								18. 負担金、補助及び交付金	233,769	長寿・健康増進事業等に要する経費
計	2,766,684	2,485,433	281,251	1,344,313		1,275,649	146,722			

(款) 4. 公債費

(項) 1. 公債費

1. 利子	1	1	0			1		22. 償還金、利子及び割引料	1	存目
計	1	1	0			1				

(款) 5. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

(単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 還付金	169,429	153,052	16,377			169,429		22. 償還金、利 子及び割引 料	169,429	過年度還付金に要する経費
2. 償還金	1	1	0				1	22. 償還金、利 子及び割引 料	1	療養給付費負担金等精算に要する経費
3. 還付加算金	1,000	1,000	0			1,000		22. 償還金、利 子及び割引 料	1,000	過誤納還付加算金
計	170,430	154,053	16,377			170,429	1			

(款) 5. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	270,922	34,888	236,034			270,922	27. 繰出金	270,922	特別調整交付金を繰出
計	270,922	34,888	236,034			270,922			

(款) 5. 諸支出金

(項) 3. 基金積立金

1. 後期高齢者医療給付費準備基金積立金	1	1	0			1	24. 積立金	1	存目
計	1	1	0			1			

(款) 6. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	10,000	10,000	0			10,000	28. 予備費	10,000	予備費
計	10,000	10,000	0			10,000			

令和4年度

兵庫県後期高齢者医療広域連合

監 査 報 告 書

(2)

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

目 次

例月出納検査

令和4年7、8、9月分	—————	監査報告第3号	—————	160
令和4年10、11、12月分	—————	監査報告第4号	—————	162

定期監査

令和4年度分	—————	監査報告第5号	—————	164
--------	-------	---------	-------	-----

令和5年2月7日

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本 嘉彦
和田 達也



監査の結果に関する報告の提出について
(監査報告第3号、第4号及び第5号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した監査及び同法第235条の2第1項の規定に基づき実施した例月出納検査について、同法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

例月出納検査

令和4年7、8、9月分 監査報告第3号
令和4年10、11、12月分 監査報告第4号

定期監査

令和4年度分 監査報告第5号

例月出納検査結果報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本 嘉彦
和田 達也



地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和4年7、8、9月分の例月出納検査の結果は次のとおりであった。

1 検査の対象

令和4年7、8、9月分の現金の出納保管状況

2 検査の実施年月日

令和4年8月22日(月)(7月分)

令和4年9月20日(火)(8月分)

令和4年10月20日(木)(9月分)

3 検査の結果

- (1) 収支月計表等の会計諸帳簿の計数を照合したところ一致した。
- (2) 各月末における現金・預金の在高を預金残高証明書等によって確認したところ、帳簿上の残高と一致した。

資料

- 第1表 収支現計表
第2表 現金保管状況

第1表 収支現計表

(単位:円)

現金及び 会計の区分	4年6月末残高 (a)	4年7~9月収支高		4年9月末残高 (d=a+b-c)
		収 入(b)	支 出(c)	
歳計現金(A)	72,233,017,562	205,891,534,823	200,450,201,524	77,674,350,861
一般会計	349,858,340	318,378,656	361,120,711	307,116,285
後期高齢者医療特別会計	71,883,159,222	205,573,156,167	200,089,080,813	77,367,234,576
歳入歳出外現金(B)	9,617,206	520,443	45,283	10,092,366
基金に属する現金(C)	20,060,141,271	0	0	20,060,141,271
計(D=A+B+C)	92,302,776,039	205,892,055,266	200,450,246,807	97,744,584,498
一時借入金(E)	0	0	0	0
計(F=D+E)	92,302,776,039	205,892,055,266	200,450,246,807	97,744,584,498

第2表 現金保管状況

令和4年9月30日 現在

(単位:円)

帳簿残高		現金・預金在高	
種別	金額	種別	金額
歳計現金	77,674,350,861	釣銭用現金	0
歳入歳出外現金	10,092,366	普通預金	24,594,443,227
基金に属する現金	20,060,141,271	定期預金	73,150,141,271
一時借入金	0	譲渡性預金	0
計	97,744,584,498	計	97,744,584,498

例月出納検査結果報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本 嘉彦
和田 達也



地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施した令和4年10、11、12月分の例月出納検査の結果は次のとおりであった。

1 検査の対象

令和4年10、11、12月分の現金の出納保管状況

2 検査の実施年月日

令和4年11月21日（月）（10月分）

令和4年12月19日（月）（11月分）

令和5年1月20日（金）（12月分）

3 検査の結果

- (1) 収支月計表等の会計諸帳簿の計数を照合したところ一致した。
- (2) 各月末における現金・預金の在高を預金残高証明書等によって確認したところ、帳簿上の残高と一致した。

資料

第1表 収支現計表

第2表 現金保管状況

第1表 収支現計表

(単位:円)

現金及び 会計の区分	4年9月末残高 (a)	4年10~12月収支高		4年12月末残高 (d=a+b-c)
		収 入(b)	支 出(c)	
歳計現金(A)	77,674,350,861	210,143,952,399	198,111,385,218	89,706,918,042
一般会計	307,116,285	302,913,606	247,124,404	362,905,487
後期高齢者医療特別会計	77,367,234,576	209,841,038,793	197,864,260,814	89,344,012,555
歳入歳出外現金(B)	10,092,366	491,490	5,462,531	5,121,325
基金に属する現金(C)	20,060,141,271	0	0	20,060,141,271
計(D=A+B+C)	97,744,584,498	210,144,443,889	198,116,847,749	109,772,180,638
一時借入金(E)	0	0	0	0
計(F=D+E)	97,744,584,498	210,144,443,889	198,116,847,749	109,772,180,638

第2表 現金保管状況

令和4年12月31日 現在

(単位:円)

帳簿残高		現金・預金在高	
種別	金額	種別	金額
歳計現金	89,706,918,042	釣銭用現金	0
歳入歳出外現金	5,121,325	普通預金	28,622,039,367
基金に属する現金	20,060,141,271	定期預金	81,150,141,271
一時借入金	0	譲渡性預金	0
計	109,772,180,638	計	109,772,180,638

定期監査結果報告

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本嘉彦

和田達也



地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した令和4年度定期監査について、同条第9項の規定により、次のとおりその結果に関する報告を決定した。

1 財務監査

(1) 監査の対象

令和3年10月1日～令和4年9月30日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期間

令和4年12月1日～令和5年2月7日

(3) 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査及び職員に対する質問等の方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の結果、事務処理は適正に行われているものと認められた。

2 行政監査

(1) 監査の対象

令和4年4月の引継ぎに関する事務

(2) 監査の期間

令和4年11月2日～令和5年2月7日

(3) 監査の方法

広域連合事務局の係ごとに、調査票による自己評価の提出及び調査票に基づく係長への聞き取り等の方法により実施した。

(4) 監査の結果

現担当が令和5年3月末で派遣終了となる業務については、必要に応じて年内からの引継ぎを開始するなど、業務遂行に支障がないよう引継ぎが行われており、加えて、各係内における担当以外の業務においても決裁文書を確認するなどして、業務内容を共有できるよう工夫されている。

一部マニュアルについて、法改正への対応が必要な業務や新規業務で整備中のものも見受けられたが、今年度中には完成する目途が立っていることから、引継ぎに関する事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。